

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部住民情報担当 ( 6 2 0 8 - 7 3 3 8 )
処分担当名	区役所住民情報担当
処分の名称	再交付申請
概 要	印鑑証明制度は、経済取引などにおいて極めて重要な役割をしており、この制度の公正な運用を図るため、必要な事項を印鑑条例において定めたものです。 印鑑登録証が汚損、き損した場合にのみ、当該登録証と引き換えに新しい印鑑登録証を交付するもので、いわゆる引き換え制度です。
根拠法令等 及び条項	・ 印鑑条例(昭和49年12月21日 条例第82号) 第7条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&amp;SY SID=150&amp;FNM=v8000193042001011.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&amp;SY SID=150&amp;FNM=v8000193042001011.html</a> ) ・ 印鑑条例施行規則(昭和49年12月21日 規則第131号) 第7条 ( <a href="http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&amp;SY SID=151&amp;FNM=v8000194042001011.html">http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&amp;UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&amp;SY SID=151&amp;FNM=v8000194042001011.html</a> )
審査基準	・ 汚損、き損した印鑑登録証を提出すること ・ 当該印鑑登録証の登録番号が判読できること ・ 印鑑登録条例施行規則別記第5号様式による印鑑登録証再交付申請書によって、申請が行われていること ・ 申請書の記載内容に誤りがないこと
標準処理期間	即日
経由日数	0
提出先	区役所住民情報担当
提出時期	任意
提出方法	次の書類を住民登録がある区役所住民情報担当へ提出してください。 ・ 印鑑登録証再交付申請書(印鑑条例施行規則別記第5号) ・ 印鑑登録証 ・ 代理人による申請の場合、委任状は要しない
手数料	無料
相談窓口	区役所住民情報担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html">http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html</a>
備 考	